高事第１６２１号

令和４年７月２８日

高齢者施設等管理者　様

大阪府健康医療部長

大阪府福祉部長

第７波の感染急拡大を踏まえた保健所業務の重点化、オミクロン株の特徴を踏まえた

濃厚接触者の特定及び高齢者施設等従事者への新型コロナワクチン４回目接種等について

日頃から、府政の推進に格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、第６波を上回る大規模な感染が発生し、陽性者が多数発生しており、高齢者施設等のクラスター発生も急増しています。このような状況を受け、令和４年７月27日に開催された大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、新規陽性者へのフォロー体制の更なる重点化を図るとともに、保健所による濃厚接触者の特定について、重症化リスクの高い高齢者等の対応に取り組んでいくこととしましたので、ご了知くださいますようお願いいたします。

また、国において、新型コロナワクチンの４回目接種について対象者を拡大し、医療従事者等や高齢者施設等の従事者等を対象とする方針が示されたことなどを受け、下記のご対応について、ご協力をお願いいたします。

貴施設におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、ご理解・ご協力の程、何卒よろしくお願いいたします。

記

1. 第７波の感染急拡大を踏まえたさらなる保健所業務の重点化（別添資料１参照）

保健所のファーストタッチ（※１）・健康観察を行う対象者を「75歳以上」「40歳以上75歳未満の重症化リスク（※２）を複数有する者」に重点化しますが、入所系・居住系・通所系・訪問系の高齢者施設・障がい児者施設・救護施設（いわゆるハイリスク施設）においては、これまで通り感染者（陽性者）の年齢や重症化リスクに関わらず、今後も施設から保健所あてに感染者（陽性者）の発生等の連絡をお願いいたします。保健所のファーストタッチ・健康観察の対象となっていない者も含めて、引き続き保健所が積極的疫学調査や濃厚接触者の特定や検査を実施いたします。

さらに、指定権者への報告についてもこれまで通り必要となるとともに、感染者（陽性者）が５人以上発生したときには、発生届等に基づいて、保健所においてクラスターとして認定されることになります。

　（※１）ファーストタッチ：保健所からの感染者（陽性者）または発生届になる連絡先への療養方針に関する最初の連絡

　（※２）重症化リスク：ワクチン未接種（ワクチン接種が１回のみの者も含む。）、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患（COPD等）、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満（BMI 30以上）、臓器移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下

２．オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者（無症状）の待機期間（別添資料２参照）

　　検査を受けていない濃厚接触者（無症状に限る。）の待機期間については、陽性者との最終接触日から５日間の自主待機（６日目に待機解除）となります。ただし、７日間を経過するまでは検温などの健康観察や重症化リスクの高い者との接触回避などの感染対策が必要となります。

また、施設の判断により、陽性者との最終接触日より２日目及び３日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認された場合には、５日間を待たずに３日目から待機解除が可能となります。

なお、介護従事者である濃厚接触者の取扱いについて、厚生労働省から事務連絡（別添資料３）が発出されていますので、ご参照ください。

３．高齢者施設等の従事者への新型コロナワクチンの４回目接種の対象拡大

国において、４回目接種の対象者を拡大し、医療従事者等や高齢者施設等の従事者を対象とする方針が示されました。

第７波の感染急拡大を踏まえ、３回目接種から５か月を経過し、４回目接種の対象となる接種希望者の速やかなワクチン接種についてご協力をお願いいたします。

また、府の接種会場である心斎橋接種センターにおいても、高齢者施設等従事者の４回目接種を実施しておりますので、下記要件を満たす方は積極的にご利用くださいますようお願いいたします。

○大阪府内に住民票のある方

○市町村が発行する追加接種（４回目接種）用接種券をお持ちの方

○３回目接種が完了した日から、５か月以上経過した方

○接種日時点で次の①または②に該当する方

　①60歳以上の方

　②18歳以上60歳未満で次のアからウのいずれかに該当する方

　　ア　基礎疾患がある方

　　イ　新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方

　　ウ　医療従事者等または高齢者施設等の従事者

　　【参考URL】大阪府　心斎橋接種センター

　　　　<https://osaka-ssc.com>

あわせて、貴施設の入所者への４回目接種につきましても、引き続き速やかな実施をお願いいたします。本府では巡回接種や接種券の代行手配を実施していますので、是非ご活用ください。

【参考URL】高齢者施設等向け特設サイト（府巡回接種チームの創設・接種券の代行手配）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kansensho/vaccine/daikou_junnkai.html>

４．その他（再周知のお願い）

（１）高齢者施設等における協力医療機関等の治療について

　　施設内での速やかな重症化予防治療の実施のため、コロナ治療の対応可能な協力医療機関を既に確保されている高齢者施設等においても、協力医療機関で初期治療の速やかな実施が困難である等の場合は、次の専用窓口をご活用ください。

【専用窓口】　※詳細な連絡先は別紙をご覧ください。

　　保健所往診専用ホットライン

　　大阪府高齢者施設等クラスター対応強化チーム（OCRT）高齢者施設等（入所）専用ダイヤル

（２）高齢者施設等の従事者等に対する抗原定性検査キットを活用した定期検査

　　入所系・居住系の高齢者施設等の従事者及び出入業者を対象とする抗原定性検査キットによる３日に１回の定期検査についてお申込みいただき、従事者等への積極的な受検を勧めていただきますよう改めてお願いいたします。

なお、受検の有無や結果に関わらず、有症状時は施設での従事を控えていただきますようお願いいたします。

　【参考URL】高齢者施設等（入所系・居住系）の従事者等への定期検査について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/kougen_kensa.html>

【問合せ先】

・入院・療養、陽性者発生時・施設等におけるクラスターへの対応に関すること

　　 各管轄保健所にご連絡ください

・高齢者施設等における感染拡大防止に関すること

　　　介護事業者課 施設指導グループ　電話：06-6944-7106（直通）

・保健所業務の重点化、濃厚接触者の待機期間、大阪府高齢者施設等クラスター対応強化チーム（OCRT）に関すること

感染症対策企画課 個別事象対応グループ　電話：06-6944-9157（直通）

・高齢者施設等従事者等の新型コロナワクチン４回目接種に関すること

　　　ワクチン接種推進課　電話：06-4397-3542

・抗原キット定期検査に関すること

大阪府抗原キット定期検査事務局　電話：06-7223-9387

＜開設時間：午前９時～午後６時 （土日・祝日も対応）＞